

## 主な記事

第2-3面 ブロック別意見交換会のまとめ  
第4-7面 人材確保・育成対策等に係る実態調査結果  
第8面 建設業4団体と国交省意見交換会、土木・業務積算基準改定、低入計算式の一般管理費を引き上げ

## 全中建だより

一般社団法人  
**全国中小建設業協会**

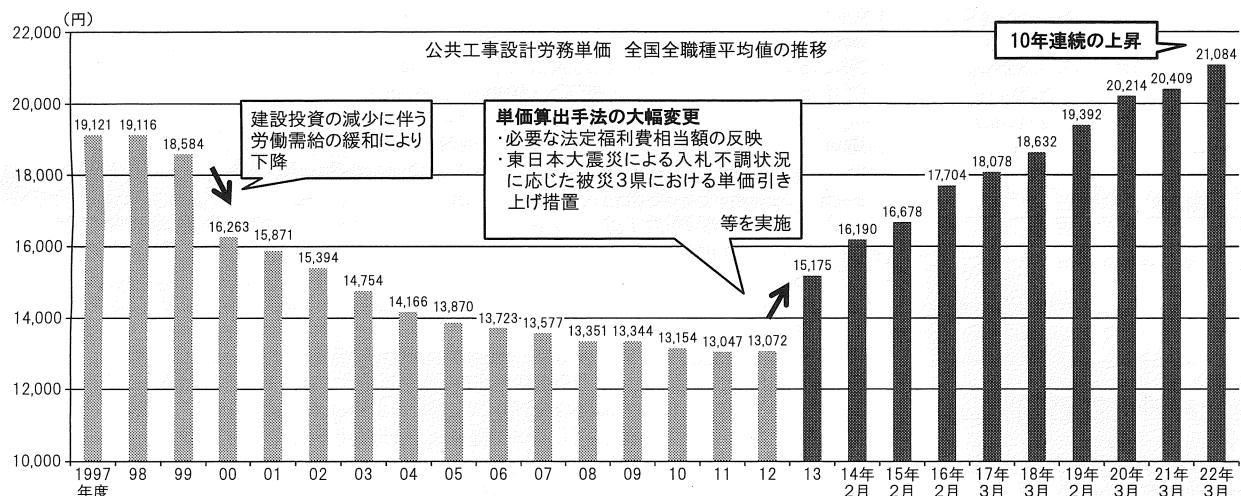
編集発行人 河崎茂

〒104-0041 東京都中央区新富2-4-5

URL <http://www.zenchukken.or.jp/>

電話 03(5542)0331(代表) FAX 03(5542)0332

# 2.5%上昇 10年連続の増



## 国交省 新労務単価

国土交通省は2月18日、3月から適用する「公共工事設計労務単価」を発表した。全国の全職種平均(単純平均値)は2021年3月比で2.5%の伸び率。13年度以降、10年連続の上昇。全職種の平均金額(加重平均値)は2万1084円で、労務単価の公表開始以後の最高値を更新した。昨年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、下落した単価は昨年度と同じ価格に据え置く特別措置を導入しているが、特別措置対象は3分の1に縮小した。担い手確保・育成へ技能者の年間賃上げ2%を目指してきた官民取り組みの成果が実を結んだ。

齊藤鉄大国土交通相は、「低い水準にあるとの認識を示したうえで、「今後も3-7%増とさらに上昇を続ける」と要請。」と述べた。建設企業に対し技能者の賃金水準を改善する取り組みを継続を求めた。製造業など他産業と比べ依然として心からお願いする」と要請。

## 担い手確保の官民連携が実を結ぶ

今回、国土交通省において2013年度以降10年連続となる公共工事設計労務単価を引き上げていただき、3月1日から適用されることを感謝申し上げます。



十志田会長のコメント

## 働き方改革への寄与期待

労務単価につきましては、全国職種平均値で、前年比2.5%アップの2万1084円となりました。労務単価の反映費用を反映するほか、時間外労働時間の短縮するため必要なりました。労務単価の有給休暇取得に対する改革に寄与するものと期待しております。

また、法定福利費相当額や義務化分の有給休暇取得に対する改革を反映しており、また新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえ、前年度を下回った単価は、前年度単価に組んであります。

昨年度に上昇幅が小さかった鉄筋工(21年度は0.2%増)や特殊作業員(同0.3%増)、普通作業員(同同)左官(同同)が今回それぞれ3.3%増、4.4%増、3.1%増、2.8%増となりました。昨年度も平均以上の伸び率が拡大した。

全国中小建設業協会は、「令和4年度予算の基礎方針においては、令和3年度国土交通省によるアンケート調査結果について報告した。冒頭、土志田領司会長は「令和4年度予算の基礎方針においては、令和3年度補正予算及び令和4年度予算、若手経営者部会による要案、会員加入案について承認した。また、令和3年度国土交通省開設者の現状打開に関する要案、会員加入案について実態調査結果案、中小建設業者によるアンケート調査結果について報告した。冒頭、土志田領司会長は「令和4年度予算の基礎方針においては、令和3年度補正予算と合わせた。そのうえで今年度、全国4ブロック5会場で開かれたブロック別意見交換会を振り返り、「10月5日の神奈川地区会議では乗率問題を取り上げた。地方自治体が公共建

築の予定価格算定時に使った。根拠のない乗率設定を明確に提起した」と説明。「国交省が、発注者が実態を把握しない乗率設定は実質的歩切りと応え、生産性向上や人員増強されたことは、中小建設業への目配りの表れと受け止めている」とした。

## 国交省の目配りを評価

### 課題クリアが産業発展に

4回通常理事会は、令和3年度第4回通常理事会を、東京・中央区のコートヤード・マリオット銀座東武ホテルで開いた。令和3年度プロトツク別意見交換会のまとめ案及び令和3年度人材確保・育成対策等に係る実態調査結果案、中小建設業者の現状打開に関する要案、会員加入案について確認した。また、令和3年度国土交通省開設者の現状打開に関する要案、会員加入案について実態調査結果案、中小建設業者によるアンケート調査結果について報告した。冒頭、土志田領司会長は「令和4年度予算の基礎方針においては、令和3年度補正予算と合わせた。そのうえで今年度、全国4ブロック5会場で開かれたブロック別意見交換会を振り返り、「10月5日の神奈川地区会議では乗率問題を取り上げた。地方自治体が公共建

築の予定価格算定時に使った。根拠のない乗率設定を明確に提起した」と説明。「国交省が、発注者が実態を把握しない乗率設定は実質的歩切りと応え、生産性向上や人員増強されたことは、中小建設業への目配りの表れと受け止めている」とした。

さらに「建設業の99%以上は地域を基盤とする中小企業であり、高齢化・DX・労働時間の上限規制など働き方改革・生産性向上・担い手確保・育成、CCUSなどさまざまな課題を乗り越えなければ建設産業全体が良くなることはない」と強調した。

建設分野は

4871人

特定技能外国人

## 令和3年度ブロック別意見交換会のまとめ

### 1. 目的

新・扱い手3法が昨年6月に成立し、その中の改正品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の運用指針（発注関係事務の運用に関する指針）が令和元年10月に閣議決定、公共工事の品質確保とその扱い手の中長期的な育成・確保に向けた諸対策が講じられている。これを踏まえ地方公共団体を中心とした対応状況を把握するとともに、会員が直面しているそれぞれの地域の現状や問題点について生の声を聞き、行政に反映することを通じて問題解決を図ることを目的に実施した。

令和3年度で第9回目となる意見交換会は、国土交通省建設業課などの担当官が「建設業行政の最近の動きと課題について」をテーマに講演、「扱い手確保（働き方改革、処遇改善）」「生産性の向上」「入札契約制度の概要」「品確法の運用状況について」「災害時における入札契約方式等について」など建設業における課題と取組方針について説明を受けたあと、同担当官のほか地方整備局の企画部・建設部及び営繕部の担当官を加えて意見交換が行われた。また、ブロック担当県・市の担当官へも出席要請をしており、各ブロックで県、市等の担当者の方々に出席頂き意見交換を行うことができた。

### 2. 開催日及び会員団体（4ブロック、5会場、10団体）

ブロック区分	開催日等	会員団体
東北	11月25日(木)	みやぎ中小建設業協会
関東	10月5日(火)	神奈川県中小建設業協会、横浜建設業協会、全中建友会
	10月12日(火)	東京都中小建設業協会、全中建南多摩、町田市建設業協会
近畿	11月11日(木)	大阪府中小建設業協会
四国	11月29日(月)	香川県中小建設業協会、高知県中小建設業協会

### 3. 会員から要望・意見（概要）

- ・働き方改革 ・週休2日の促進
- ・平準化、適正工期、適正金額
- ・扱い手確保
- ・建設キャリアアップシステム（CCUS）導入・運用
- ・入札契約制度 ・提出書類の簡素化
- ・積算基準 ・ダンピング対策
- ・設計労務単価の地域間格差是正
- ・建築関係について ・その他

#### ■働き方改革について

- ・4週8休に伴い労務費と機械費を15%アップして欲しい（神奈川）
- ・適切な工期の設定、施工時期の平準化、労務単価の引き上げなど諸問題を総合的な取り組みとして実施していく必要がある。特に、週6の勤務が週5に減少することを考慮すると労務費と現場管理費の割増補正係数を1.2程度にしていただきたい。
- また、時間外労働の上限規制実施が迫るなか、現場が会社や資機材置き場と離れている場合、法違反とならないよう、働き方改革の趣旨を尊重した対応を求める。（横浜、東京）
- ・平準化、適正工期、適正金額で切れ目がない公共発注を実施し、1年を通して過不足なく仕事がある状態にしないと時間外労働時間規制はクリアできない。（建友会）
- ・当協会が実施した働き方改革アンケートで現場が閉所している場合でも職員が事務作業を行っている実態が浮き彫りになっている。時間外労働の上限規制の適用については、中小建設業に対して課題克服のための特別措置として猶予期間を延長してほしい。（東京）
- ・週休2日工事の課題として、発注者の工事担当者レベルの認識や働き方改革の制度運用に関する理解がされていないと思われる節がある。また、現場管理者（現場監督）が労働時間の短縮や、有給休暇を取得するためには現場にあった適正な工期設定、円滑な工事を進めるための設計図書が必要。発注前に詳細設計をしっかり整えてもらえば、スムーズに工事が進捗し、就労時間の短縮にもつながる。（町田）
- ・働き方改革に取り組めば取り組むほど、負担が重くさらに新たな人材確保が必要になっている。今後、労務単価や諸経費率等の見直しは望めるのか。（大阪）
- ・現場のICT施工について。中小企業では人手不足、導入コスト、社員の高齢化でシステムを使いこなすことが難しい。高校からICT化に即応した教育も必要だ。（みやぎ）

- ・若い人や女性の人材確保のために、現場環境の改善や完全週休2日制の導入をしなくては魅力ある職場にならない。そのためにも今以上、共通仮設費や現場管理費を補正し、週休2日に対応した労務賃金を、他の産業より高い水準になるよう積算体系を見直していただきたい。（広島）

#### 《行政側の発言》

- ・週休2日と適正工期は、品質確保と働き方改革いずれの観点からも重要。中央建設業審議会が作成・勧告した「工期に関する基準」の周知徹底を今後も行っていく。さらに地方公共団体に対し、工期設定基準のフォローアップも進めている。取り組みを進めるに当たり課題となる点も伺い問題点をつぶしていただきたい。
- ・直轄工事の週休2日補正は、労務費、機械経費、間接経費について行っている。直轄の補正係数は、毎年行っている公共事業労務費調査、諸経費動向調査などの結果に基づいて対応している。また、現場への移動時間の指摘は発注部局でも認識している。どのような対応ができるか国交省としても対応を検討している。平準化については、繁忙期と閑散期の差ができるだけ小さくできるよう自治体に働きかけをしている。平準化取り組みで何が障壁なのかについても聞いていている。
- ・労務単価は実情を踏まえ、正のスパイラルになるよう取り組んでいただきたい。4週8休に関連した労務費アップの話は他団体からも聞いている。4週4休からスタートして4週8休までいくには現状では足りないとという認識はしている。どう深掘りしていくかが課題だと思っている。
- ・民間工事での週休2日の働きかけは中建審で工期に関する基準作成・勧告されており、関係省庁も通じて民間工事の発注主体となりうる民間企業への基準の周知徹底を図っている。地方自治体や民間への適切な工期設定、経費計上の指導について、適切な工期・工費はきわめて重要。
- ・直轄の一般土木工事は発注の際に概略工程表をつけクリティカルパスを示しており、受注者はどのような工事がどのような工程で行われるのか概ねのイメージをつかむことができる。受注した際、最初に事務所と受注者の間で設計審査会が行われ、われわれから条件明示を行う、認識を合わせる。設計審査会は、受注者側、発注者側どちらの発議でも開催できる。工事途中でも何か問題があった場合は、受注者側からも開催を発議でき、受注者が対等の立場ということを前提に進めている。
- ・ICT施工のための人材育成をしっかり進めいかなければならないと、われわれも考えている。各地方整備局で講習会やウェブ上でICT施工を

学べるeラーニングシステムなど、ICTの技術を習得できる環境整備を行っており、引き続き進めていく。

#### ■週休2日の促進について

- ・協会アンケートで、「週休2日は実現できない」と回答した者は60.8%に上った。一方、週休2日を実現するために必要なものとして「発注者の理解（27.5%）」が1位だった。建設技能労働者が最大働く金額が、4年前の製造業の生産労働者年収よりも少ない現状のなか、週休2日制を進めれば技能労働者は集まらない。建設業者が今後も経営を続けられるような週休2日制の賃金体系を考えて欲しい。（東京）

- ・中小、小規模零細企業は、週休2日制や建設キャリアアップシステム、ICTなど導入で負担感が強い。いま以上の軽減措置や簡素化の考えはあるのか。（みやぎ）

- ・協会のアンケートによれば、10年前、5年前と比較して年間休日日数は確実に増えている。今年度の各社平均休日94.6日は4週7休に相当する。ただ4週8休には112日必要で、年間休日を増やす努力はしているが現場の実態から4週8休実現は厳しいという結論になる。こうしたことを踏まえ、週休2日工事が採用されていない市町村について指導をお願いしたい。また、週休2日への取り組みが国工事でも差がある。農林水産、厚生労働、環境、文部科学各省発注も改善してほしい。（香川）

さらに、現場閉所工事・交替制モデル工事（社会的要請や現場条件などの制約により週休2日制を行うことが困難な工事）について、県・市町村・他局に対しても積極的な採用・指導をお願いしたい。週休2日制に取り組む必要経費の計上（補正係数）の係数見直しと現場管理費の更なる増額を要望する。（香川）

- ・現場の改革に着手しないまま完全週休2日制に移行した場合、土曜日の休日出勤が増大し残業時間と残業手当が増えるだけで、働き方改革に逆行する事態が予測される。週休2日制への移行は発注者、元請け、下請けの三位一体となった現場改革（作業の効率化・現場作業員の意識改革）が必要不可欠だ。（広島）

#### 《行政側の発言》

- ・きちんと対応してもらっている企業が苦しくなり、対応しない企業の経営がうまくいくというのではなく。対応する企業が損をしないよう対応する。

- ・週休2日工事については原則、全ての工事を対象として経費についても発注段階から見込んでいる。なお、現場条件などで難しい場合は、受注者希望型方式で発注している。現場閉所が困難な工事、例えば通年維持工事などについては、週休2日交替制モデル工事で発注している。引き続き、地域建設業の扱い手確保のため、週休2日といった働き方改革を推進する。

- ・アンケート調査はまさに現場の声だと感じており、しっかりと行政に反映していきたい。週休2日が市町村で全く進んでいないということだが、週休2日工事は非常に大事であると認識している。

なお、市町村にこういう問題があるのではないかという説明をしても、「でも地元建設業界の現場からは聞いていない」と言われてしまう。われわれからも働きかけは行うが、現場からきちんと声を上げてもらうことも必要。連携して市町村対応をしていきたい。さらに、農水省や厚労省、環境省など省庁とも連携していきたい。

- ・補正係数については、指摘されている問題点については理解している。ただ先立つものがなければ支払うこともできないということも事実。難しい関係だと思うが、9年連続で労務単価は上昇。毎年の調査での労務単価アップが次の調査で反映されるという好循環になっている。皆さんも出来る限り賃上げをしてそれが労務単価や補正係数に反映されるという好循環につながるのではないか。

- ・アンケートでも指摘されていることだが、公共発注者は週休2日に取り組んでいるが、民間発注者との関係は難しいものがあるとは思っている。そもそも発注者の工期設定がおかしいのか、適切な工期設定をされているが天候などの関係で工程の最後でしわ寄せとなっているのか、実態把握がまだまだ出来ていない。実態としてどこにしわ寄せがあるのか含め教えてもらえばありがたい。

#### ■平準化、適正工期、適正金額について

- ・100円のものを100円で受注できないのが今の実態。最低制限価格に応札価格が張り付いて、8%から15%程度受注金額が切られているという思い。言い換えると、最低制限価格の受注で社会保険料の一部が削られているという考え方もある。現実は中小にとって厳しい環境であることは理解してほしい。（全中建）

- ・宮城県は震災以降、10年間は仕事があふれ大変忙しい状況だったが、今年度は復興関係事業も終わり極端な工事減少への不安がある。さらに来年度以降はさらに工事の減少が拡大する懸念がある。（みやぎ）

- ・施工時期の平準化はぜひいぶん改善しているが、週休2日制が一層定着促進するよう、1月から3月の繁忙期と4月、5月の閑散期のさらなる改善をお願いしたい。（高知）

- ・25年前から4週6休と社員化・月給制を導入しているが、4週8休には踏み切れない。2年ごとに1月は正月三が日だけが休み、それ以外は1月と2月は土日も休みなく仕事をしてもらっている。これが単年度予算主義の弊害であり、工期3月末をやめなければ週休2日はできない。また12月時点で3月末には終わらないから繰り越しを宣言する、もしくは1月、2月、3月は休日作業をしないとできないと発注者が宣言するなどの対応も必要ではないか。（高知）

#### 《行政側の発言》

- ・施工時期の平準化は、都道府県レベルでは取り組みが浸透しているが市町村は浸透していない。そこで、市議会議長会と連携して、地域を支える建設業に大切やなどのような取り組みで地元建設業や扱い手を支えることができるのか、そういう部分も含め議長に対し積極的に啓発活動を行いたい。そのなかで、われわれが推進する平準化の取り組み「さ（債務負担行為の活用）し（柔軟な工期の設定）す（速やかな繰越手続）せ（積算の前倒し）そ（早期執行のための目標設定・公表）」の導入について自治体に対しうまくやりとりをしていきたい。

- ・工事の減少は間違い状況にある。新しいあるいは大規模な工事は確かに減少しているかもしれないが今後は、防災・減災、国土強靭化のための公共投資、整備されたもののメンテナンスは引き続きあると考えている。

- ・平準化については改善が見られるが、市町村発注者についてはまだまだ意識が少し低いと見られるところもある。都道府県公契連なども通じて促していきたい。

- ・繰り越しは良くないという前提に立って考えるケースが多い。ただ制度として認められているもので、適切に取り組むよう求めていきたい。

#### ■建設キャリアアップシステム（CCUS）について

- ・キャリアアップシステムは技能者のスキルの把握や賃金システムへの反映、外国人の特定技能人材の雇用など、業界の近代化へ貢献しうる制度だと考える。システム導入の義務化と合わせてカードリーダー設置費用や技能者登録費用などの経費は、一般管理費に計上してほしい。（神奈川）

- 導入すれば経審にもプラスされることがあるが、どの程度プラスになるのか。(大阪)
- 協会アンケートでは、導入メリットが不透明で取り組むことに疑問が多く上がっている。事業所登録及び従業員登録の両方を合わせると6割以上が登録済みとの回答だったが、実際に現場運用しているのは2社だけだった。メリット付加などで登録を推奨しつつ実際に運用できる環境整備が必要。(香川)・建設業従事者の処遇改善など、システムの目的については賛同する。本県技能労働者の多くを占める多能工でも、しっかりとキャリアが積み上がり、技能者から運用賛成の声が上がるようなシステム構築をお願いしたい。(高知)
- メリットが下請け、専門工事業の技能工だけのようにPRされているが、元請けの技術者や作業員の人に対して、費用負担しても加入するメリットを分かりやすくPRして欲しい。また導入による費用や事務作業負担が増えるため、費用の助成をしていただきたい。(広島)

**《行政側の発言》**

- 積算に盛り込むことは難しい。カードリーダー設置費用は大体3万円と言われているが、一部を厚労省の補助金で貯う枠組みはある。個社それぞれで申請できれば、もっと使いやすくなると考えているが、厚労省は個社ごとに補助金を出すのは難しいと主張している。
- 個々の技能者のメリットが見えにくいという指摘については課題だと思っている。「にわとりと卵」の関係かもしれないが、登録が進むことが技能者の賃金上昇となり労務単価を通じて賃金アップにつながるスパイラルとなることが必要と判断している。ある程度普及し活用してもらうことがメリットをつくりだすために大事なことだと思っている。
- 国交省として生産性を向上するため、技能労働者の多能工化は非常に有効な策であると考えており、多能工について能力評価手法について検討している。

**■入札契約制度について**

- 応札額が現状、最低制限価格に集中している。この応札額は、災害対応や働き方改革、DXへの対応、若手人材確保戦略といった中小建設業者の持続可能性に直接影響がある。一般管理費率等の参入率引き上げ含め、最低制限価格率の95%以上引き上げを要望する。(神奈川)
- 新型コロナの影響かどうか、入札件数減少で競争激化になっている。大阪市入札は、上限額と下限額が事前公表になっている。そのため全てがくじ引きで落札者が決定されるが、くじ引きに対し何か対応方法はないのか。(大阪)
- 最近の災害復旧工事は入札不調が多く見られる。その理由は変更ができる事案が多いと思われる。発注者が設計図書や現場に即応した重機、車両などの変更、現場環境条件に柔軟に対応してもらえば受注できるかもしれないとの声も多く、改善してほしい。(みやぎ)
- 震災復興工事がほぼ終わり今後、インフラの補修工事が多く発注されると思われる。大型ロットで発注すれば経費の削減ができるかもしれないが、地元中小企業の存続に配慮した発注方式としてほしい。(みやぎ)

**《行政側の発言》**

- 平成31年に中央公契連モデルを見直した。まずはモデルの採用などの適切な対応をしてほしい旨、総務省と連名で通知を発出している。また現在、全ての地方公共団体の状況を見る化させる取り組みや個別の要請も始めている。今後も実態を把握した上で対応をしていく。
- この問題の一つには予定価格の事前公表があるのではないか。基本的考え方として、予定価格は事前ではなく事後に公表すべきものと考えている。これは競争性を担保したいという考え方によっている。ただそれぞれ地域には地域の事情があるようで、事前公表する自治体が市町村を中心に存在していると理解している。総務省と連携して今後も事前公表から事後公表にしていくことを進めたい。くじ引きは予定価格の事前公表があるからではないか。事前公表から事後公表を進めていく。
- 設計変更について、普通の工事と災害復旧工事は基本的に変わらない。ただ災害復旧は国庫負担法に基づき、一定の範囲を超えた場合は国の承認が必要になる。機械や車両は当初設計より厳しい環境があって小型化せざるをえない場合もあると思うが、その際は現地で確認できれば設計変更は十分可能。こういったことを断ることがないよう、徹底していく。
- 地域ブロック限定方式が制度としてある。今後は大規模なものを小分けにして発注することも考えていかなくてはならないと思っている。

**■提出書類の簡素化**

- 施工管理、品質管理、出来高管理に関する手続きと現場管理や技術資料の作成に多くの時間がかかり、現場技術者の就業時間が長時間労働となっている。施工管理者の増員ができるよう現場管理費増額とともに、技術資料の削減と手続き緩和を求める。(神奈川)
- 建設キャリアアップシステムや工事情報共有システムの普及によって、ペーパーレスの書類が増えているが、未だ下請け関係の書類が多く簡素化には至っていない。また、発注自治体によっては膨大な書類提出を求めるケースもあり統一性を図ってほしい。(みやぎ)
- 不必要的書類を提出したら工事成績点の減点対象にしてもらいたい。(広島)

**《行政側の発言》**

- 工事関係書類削減は、さらなる業務効率化へ工事関係図書については工事着手ごとに、着手前に甲乙協議し書類削減を進めている。また工事終了後にも、受注者へのアンケート調査で書類削減などについて提案を求め書類削減に役立てている。
- 「土木工事電子書類スリム化ガイド」を改定した。これまでの慣習を廃し実際のルールはこうであると示したのが「スリム化ガイド」で整備局ホームページでも公開しており参考にしてほしい。
- 提出書類は、受発注者の負担軽減のため自治体工事でも国が定めている様式の提出を可能とし、提出書類の簡素化を実施しているところ。標準化は発注者協議会を通じて進めているが、まだまだ途上のため100%までいっていないが、積極的に働きかけていきたい。また下請け関係の書類削減にも取り組んでいる。

**■積算基準について**

- 国交省工事は積算もしっかりしているし業者の声も聞いてもらっている。しかし中小建設業の8割は市町村工事。ここでの単価がしっかりと上がらないと、扱い手を確保できず、週休2日もできないため国から徹底した指導をお願いしたい。(南多摩)
- 国交省が変わると、地方自治体も変わる。何らかの動きがないと動いてもらえない。ダンピング対策のように、守らなければ名前を出すといったことも効果がある。(東京)
- 路盤工、アスファルト工、路面切削工、切削オーバーレイ工、橋梁塗装工、基礎採石工——工種の標準歩掛かりは大規模数量の歩掛かりで、中小規模工事の実態とは乖離した歩掛かりとなっている。施工規模に応じた歩掛かりを追加してほしい。またこのほかにも標準歩掛かりが実態と乖離しているものについても歩掛かりを改訂してほしい。(大阪)
- どうしても深夜作業含め残業をさせることがある。その場合、深夜割り増しは1.5倍だと理解しているが、自治体発注者からはケースによっては1.2~2.5倍だと言われる。(大阪)

**《行政側の発言》**

- 国交省が変わることで大きな影響力あると言つてもらえるのは大変ありが

たい。直轄工事はボリュームも大きく、それだけ経験も豊富になっている。取り組みがさまざまなところへ好影響として広がるのは望ましい。これからもしっかりと進めていく。

- 直轄現場と自治体発注に乖離があるという指摘だとすると、直轄の場合は余りにも適用範囲が違っていると見積もり微収をするなどの対応をしている。細分化ができるかどうかは、発注しているところと話をしていただきたい。また標準歩掛かりが実態と乖離しているとの指摘については、今年度も歩掛調査を行っており、実態を反映させていきたい。

- 労働基準法の問題。朝から働き定時以降も残業すれば25%割増し。さらにそのまま深夜になると50%増しになるという説明だと思う。その場合示されているのが、所定内労働時間で働くということが前提。つまり朝から働いているとは違う別の人気が別班として夕方や夜から働けば夜中でも残業ではなく所定内労働だという整理。残業手当と深夜手当は別であると理解してほしい。

**■ダンピング対策について**

- 東京都をはじめ23区、26市、3町、1村の低入札調査基準を見ると算定式として最新の2019年度中央公契連モデルを使用しているのは、東京都と3市だけ。それ以外は古いモデルを使用しており、最新モデル使用へ国交省の指導が必要。(東京、南多摩)
- 一般管理費は現行の0.55を現場管理費と同様に上げてほしい。国からこの数値を変えられれば、最低制限価格も上がる。国でこれだけ支払っているから、地方自治体も支払うようにと伝えてもらえば、われわれも安心して支払いができる手確保にもつながる。(東京、南多摩)

**《行政側の発言》**

- われわれはダンピングの見える化を進めていく。古いモデルを使っているところが、新しいモデルに入れ替えないという理由は余りない。人口規模も発注規模も大きいところは、なぜ古いままなのか、新しいものを入れるべきではないのかといったことを優先的に働きかける。
- 一般管理費の係数を上げてほしいという要望はさまざまなもので聞いている。工事の一般管理費、業務の諸経費は、従業員の給与、法定福利費、保険料、役員報酬、法定外の福利厚生費、交際費などさまざまな概念が含まれ経営上必要なもの。ただ、低入札価格調査制度の調査基準としての価格算定に用いるという観点から考えた場合、従業員の手当や法定福利費、保険料といった義務的経費は算入基準に組み入れているが、一方で役員報酬、法定外の福利厚生費、交際費といった項目は、各社さまざまな考え方があるので現在は含んでいない。その結果が0.55ということを理解してほしい。
- 発注関係事務に関わるもののが一同に介する発注者協議会で、全国統一指標として施工時期の平準化、適切な工期設定、ダンピング対策を掲げている。それぞれ2024年に向けて目標を掲げ、各発注機関がどこまで目標を達成したか、途中段階でフォローアップし、地方自治体など公共事業の発注団体の情報が出るよう、見える化を進める。

**■設計労務単価の地域間格差是正について**

- 勤労統計によると、神奈川県建設業の賃金は大都市圏のなかでも低い。川崎市の土木工事の平均落札額は予定価格の1割を切っている。積算ソフトも一緒のため、10社、20社が同額のくじ引きとなり経営基盤が確立しない。(神奈川)
- 労務単価は年々上昇しているが、労務単価が大幅に下落した直前の平成11年度単価と比較すると、都市部の労務単価が大きく上昇している半面、高知県の労務単価は逆に下落、地方部との地域格差が顕著になっている。またキャリアアップシステム本格稼働により単価の高い都市部への人材流出にも懸念がある。地方の持続的発展、同一労働同一賃金の観点、地方創生からも地方部の単価改善に思い切った対策をお願いしたい。(高知)

**《行政側の発言》**

- 現政権は新しい資本主義を標榜、地方格差をどう解消するか検討している。労務単価の考え方は実勢に基づくものから、すぐの引き上げは難しい。全体として価格が下がっているのは、ある程度ダンピングがあるのではないかと推測している。まずダンピングは許さないという状況をつくっていきたい。地方公共団体発注でも足並みをそろえてもらうことも大事だ。

**■建築関係について**

- 働き方改革の実現は扱い手不足解消へ避けて通れない。ただ建築一式工事の働き方改革実現は、さまざまな要因から実現が大変難しい。そのため新築と改修の建築一式工事のモデル工事発注拡大と地方自治体への導入働きかけを求める。(神奈川)
- 予定価格は物価本など開示された資料に基づいてということで理解できるが、工期算定期間が今ひとつ不明。余裕のある工期設定、特に参考工程の提示に考慮してもらいたい。(神奈川)
- 予定価格の設定は設計図書が適切であることが前提。適切な設計図書に加え、資材単価についてメーカーの「販売希望価格」「設計価格」に対する乗率設定について、発注者側は市場実態や妥当性を確認し公正性・透明性を担保してほしい。(神奈川)

**《行政側の発言》**

- 適正な工期設定のため、週休2日モデル工事を周知する一方、先進的な取り組みをしている自治体の事例を他の自治体に広げる横展開を進めている。直轄営繕では建築一式のモデルもあり使ってもらえるよう対応を進める。
- 営繕工事の工期設定は、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」に基づいて、工事内容や施工条件、過去の実績などをもとに、さらに週休2日の確保、準備期間や後片付け期間にも考慮している。また新築工事では日本建設業連合会が作成した建築工事の適正算定期間プログラムがあり、参考にしている。また参考となる工程表を入札時に提示している工事もある。
- 地方公共団体に対し、市場における労務及び資材等最新の実勢価格を反映した積算を要請している。2021年6月通知でも要請している。具体的には、見積もりなどを参考にする場合、その妥当性をしっかりと確認し適切な価格を設定すること。その時、市場実態や妥当性などを確認せず乗率を設定することは透明性・公平性を損なう恐れがあるため厳に慎むよう求めている。また歩切りは品確法違反であることを強調している。

**■その他について**

- 働き方改革は全産業共通で、効率化を図ることは当然取り組まなければならないが、建設業は最も人手がかかる産業。にもかかわらずIT化など他業種と同じくしてひとまとめてされることは納得できない。民間工事を中心としている中小建設業は苦しんでおり、努力はするがこのことを国交省は理解してほしい。(東京)
- 一人親方に仕事を依頼する場合、材料支給となることが多い。材料費と労務費が500万円以上の場合、建設業許可が必要で急遽の現場の場合手続きで手間がかかる。労働条件通知書などを使用することで簡素化が図れるのではないか。(みやぎ)

**《行政側の発言》**

- 公共発注者の責任に鑑み、まずは公共の方からしっかりと進めたいと考えているが、他方で民間工事も含めて週休2日を進めなければならないという意味でも、民間における休暇取得状況などを情報収集し、働きかけ、周知啓発活動をしていきたい。
- コスト削減の面で廃止できる書類は廃止するなど、建設業の許可申請簡素化は引き続き進める。

## 令和3年度 人材確保・育成対策等に係る実態調査結果

令和3年9月～11月にかけて、全中建会員団体の傘下会員企業を対象に「予定価格の公表時期について」、「新扱い手3法」、「扱い手確保・育成」、「新規正規社員の採用・離職状況」、「働き方改革関連事項」、「建設キャリアアップシステム」等の実態アンケート調査を実施しました。

その集計結果は以下のとおりである。

### ○基本的事項

調査対象数	約2,330社
有効回答数	738社 回答率：31.7%
事業の種類	土木：62.2%、土木・建築：27.6%、建築：7.7%
資本金	1千万円未満：4.3%、1千万円～2千万円：48.5% 2千万円～1億円未満：41.3%、1億円以上：5.8%
従業員数	10人未満：21.3%、10～50人：61.7%、51人～100人：11.0%、101人以上：6.0%
完工工事高	5千万円未満：3.0%、5千万円～1億円未満：7.9% 1億円～10億円未満：55.7%、10億円～：33.5%

### 1. 予定価格の公表時期について

(令3年4月以降に会員企業が受注した工事に係る発注者別予定価格の公表時期の状況)

「受注件数」のうち、事前公表は57.0%、事後公表は35.5%とほぼ昨年の構成割合に変化はなかった。

「事前公表」では、都道府県、市町村をあわせると99.0%と昨年と同様にほぼ地方公共団体発注であった。

「事後公表」では、国が15.7%、都道府県が28.9%、市町村が55.4%、と市町村の占める割合が高かった。

区分	受注件数		事前公表		事後公表		非公表	
	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合
国	258	6.5%	29	1.3%	220	15.7%	9	3.0%
都道府県	1,620	41.1%	1,155	51.3%	405	28.9%	61	20.4%
市町村	2,070	52.4%	1,091	47.4%	776	55.4%	229	76.6%
計	3,948	(100.0%)	2,249	(57.0%)	1,401		299	(7.5%)

### 2. 扱い手3法について

①適正な予定価格の設定について（回答：社数（件）複数回答可）

「適正ではない」との回答が、地方公共団体の都道府県では54.4%、市町村が65.3%と前年と同じく高い割合を占めている。回答では「歩掛を見直してほしい」が最も多い。

区分	国		都道府県		市町村		合計	
	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合
適正である	182	58.5%	349	45.6%	312	34.7%	843	42.7%
適正ではない	129	41.5%	417	54.4%	586	65.3%	1,132	57.3%
適正利潤の確保を意識した設定にならない	44	14.2%	139	18.1%	224	24.9%	407	20.6%
歩掛けを見直してほしい	55	17.7%	183	23.9%	225	25.1%	463	23.4%
一般管理費を見直してほしい	30	9.6%	95	12.4%	137	15.3%	262	13.3%
合計	311	(15.7%)	766	(38.8%)	898		1,975	(100.0%)

### その他の意見

- \* 発注者基準積算による価格であり、受注者は価格決定できない。
- \* 農林事務所発注のものについて、適正利潤の確保が難しいものがある。
- \* 小規模・少量工事については標準歩掛では適正でないため、見積もり微収が必要。
- \* 見積により価格設定する場合は、見積依頼した業者の公表を願いたい。又建築の場合、どの公表単価を参考にしたのか公表を願いたい。（予定価格の算定が困難である。）
- \* 数量が少ない工種の歩掛けを見直してほしい。
- \* L型側溝補修について歩掛けが無く、（特に現道上の補修の場合）施工数量が伸びず著しく実勢価格と乖離するため、当該工種により不調となる工事が多数ある。
- \* 最低制限価格を設計額の90%前後の設定では、利益の確保ができない。
- \* 地方公共団体の発注設計担当者においては、基本的に未だ価格を下げようとして歩掛けをいじるような設計者が多い。
- \* 市の単価契約についてのみ 設計単価が事後でも落札ラインが公表されない。
- \* 週休2日制に対する労務費の単価改正をして欲しい。（おおむね15%程度）
- \* 仮置場の借地単価を見直して欲しい。仮置場の候補地も視野に入れて欲しい。
- \* 予定価格の88～95%が最低制限価格になっている。
- \* 小規模土工・伐採・草刈りについて実情とかけ離れており、現場に応じた選択肢を増やし実情に近づけて欲しい。
- \* 調査基準価格、最低制限価格辺りでの受注が多いため利益の確保が困難となっている。また、変更金額にも一般に落札率が掛かるため、更に困難となる場合がある。

\* 国の方針である「働き方改革」に沿って企業運営を努力しているが、今まで以上に経費がかかり、適正利潤の確保ができない。

\* 土木の積算は問題ないが、建築の積算には適正利潤が反映されてないと多々感じる。

\* 初期設計を現場に合わせた予定価格にしていただきたい。

\* 舗装工において舗装面積、延長は関係なく施工幅だけでの積算で、施工規模（極小規模等）に対応した予定価格としてほしい

\* 入札により、10%設計額よりも安くしか受注できない。実態に合わない歩掛けが多く、適正な利潤が確保出来ない現状である

\* 仮設の鋼材の損料などは実請求で計上できるようにして欲しい

\* 中山間部工事での治山林道等の間接経費の見直しが必要

②最新の積算基準の適用について（回答：社数（件）複数回答可）

「適正ではない」との回答が、都道府県が66.9%、市町村が74.2%と前年と同じく大半を占めている。具体的な意見は、「資材・単価を見直してほしい」、「労務費等を実勢価格にしてほしい」の順に多い。

### その他の意見

区分	国		都道府県		市町村		合計	
	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合
適正である	132	46.0%	274	33.1%	251	25.8%	657	31.5%
適正ではない	155	54.0%	553	66.9%	720	74.2%	1,428	68.5%
労務費等を実勢価格にしてほしい	45	15.7%	147	17.8%	188	19.4%	380	18.2%
積算方式を見直してほしい	36	12.5%	123	14.9%	146	15.0%	305	14.6%
資材・単価を見直してほしい	44	15.3%	175	21.2%	221	22.8%	440	21.1%
積算基準を明示してほしい	30	10.5%	108	13.0%	165	17.0%	303	14.6%
合計	287		827		971		2,085	
		(13.8%)	(39.6%)		(46.6%)		(100.0%)	

\* 交通誘導員の直接工事費を実勢価格（支払価格）にして欲しい。

\* 大型標識、案内標識を積算する場合、材料費を直接工事費に入れて欲しい。

\* 交通整理人単価が安い。

\* 積算単価で見積の場合において、業者又はメーカー名の公表をして欲しい。

\* 同等品のない単独生産の資材に関しては競争が働かないため利益確保が困難である。

\* 資材単価と実勢単価の相違がひどい。

\* 標準で施工できない部分については、実勢価格に合う積算をしてほしい。

\* 積雪地方・積雪による作業の効率低下の見直し。

\* 実勢価格の調査方法に問題があると感じる。

\* 県発注工事において、発注機関により単価が違っていることがある。

\* 資材の現場着単価は労務費等が上がっているのに単価に変動がない。

\* 変更増が請負金額の3割増しまでと指示されるので現場管理が難しくなり、増工分の金額もすべて計上してもらえない。

\* 土木工事については設計書優先で工事価格が設定されているが、建築工事の場合参考資料である設計数量・工事内訳書で価格が設定されており、図面と整合がとれていない場合がある。建築工事も設計書優先で価格設定をしてほしい。

\* 県・市における資材単価適用月の設定が入札時より数か月前の設定にて計算されていることを国と同様に入札時に統一して欲しい。

\* 二次製品における特別調査で価格が実勢価格と乖離している。歩掛けのない工種について歩掛け見積りを徴収して欲しい。

\* 週休二日を推奨しているので、歩掛け・単価を適正に見直していただきたい。

\* 特殊工法、特許工法の場合、設計金額より実施金額が上回ることがある。

\* 仮設の鋼材の損料などは実請求で計上できるようにして欲しい。

③適正な工期の設定について（回答：社数（件）複数回答可）

「適正ではない」との回答が、地方公共団体の都道府県が72.4%、市町村が75.4%と前年より若干減少している。その回答のうち具体的な意見は、「速やかに着工できる準備をしてほしい」、「工事及び引渡し時期を平準化してほしい」の順に多い。

区分	国		都道府県		市町村		合計	
	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合
適正である	150	41.0%	278	27.6%	290	24.6%	713	28.1%
適正ではない	216	59.0%	730	72.4%	889	75.4%	1,835	71.9%
発注時期に問題がある	35	9.6%	136	13.5%	177	15.0%		

- \*働き方改革の出発点はまず発注の平準化であり、それにより人手不足・長時間労働が解消される。
  - \*施工パッケージの中には、設計日当り施工量を下回る工種が多くあるため、発注者が示す工程では実施できない場合がある。
  - \*年度末に発注される工事の場合、休止期間があり実績工期に問題があり、繰越ができない状況で週休2日体制ができない。
  - \*工期の設定を実際の工事内容に合わせた工期としていただきたい。
  - \*早期発注が進められているが、各発注機関の8~9月頃の入札案件が多数重なり、それに伴い年度末の発注が少なくなったことで、4~6月頃の手持ち工事が著しく減っており、年度始めが非常に苦しい。
  - \*工期延長の経費類は工期に連動して増額して欲しい。
  - \*交通規制を伴う作業は実労働時間より短くなるので考慮してほしい。
  - \*建築工事の場合直接施工する現場（学校等）の都合で工期設定されるため、休み期間中の突貫工事等いまだにある
  - \*工期設定が短いのではなく、発注者の回答が遅すぎて、その結果短期間で工事をやらざるを得なくなったり、逆に無駄に工期を伸ばされて技術者を拘束されたり経費が増大して困っている
  - \*事業年度に縛られない柔軟な予算の執行を望む
  - \*年度を跨ぐ工期変更について柔軟な対応をお願いします。
- ④適切な設計変更について（回答：社数（件）複数回答可）

「適正ではない」との回答が、国が若干増加した。地方公共団体の都道府県、市町村がともに前年と同じく約7割以上を占めている。その回答のうち具体的な意見として「監督員によって対応が異なる」、「変更による予算増を認めてほしい」の順に多い。

区分	国		都道府県		市町村		合計	
	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合
適正である	189	60.2%	280	30.9%	267	23.7%	736	31.4%
適正ではない	125	39.8%	625	69.1%	860	76.3%	1,610	68.6%
設計変更に応じてほしい	27	8.5%	131	14.5%	201	17.8%	359	15.3%
工期延長等に対応してほしい	26	8.3%	100	11.0%	150	13.3%	276	11.8%
監督員によって対応が異なる	36	11.5%	225	24.9%	260	23.1%	521	22.2%
変更による予算増を認めてほしい	36	11.5%	169	18.7%	249	22.1%	454	19.4%
合計	314		905		1,127		2,346	
	(13.4%)		(38.6%)		(48.0%)		(100.0%)	

#### その他の意見

- \*部署によって対応が異なる場合がある。
  - \*協議の対応を早くしていただき、実施した内容については確実に変更に反映してもらいたい。
  - \*発注業種が土木一式であったにもかかわらず、通信の工事を増工され、最終変更時に通信の積算基準で変更され、当初発注の土木一式の工種は減工となった。
  - \*当初設計内容の精度が悪いため、変更資料作成の労力と時間がかかるケースが増えているが、国以外はその費用を変更設計項目に入れてもらえない。
  - \*市町村は予算の縛りが厳しく、増額変更や工期延長に応じて頂けないケースが散見される。また条件変更等も「承知で入札に参加したから」と言われ、承諾での施工となる場合が殆どです。
  - \*工期延長に対する諸経費（現場管理費・共通仮設費（率）等）のアップ。
  - \*工法変更等による工事費の変更、変更金額の上限をなくし実費精算して欲しい。
  - \*小型機械しか入らない現場でも、大型機械で設計されている。
  - \*発注者から落札したからと言われ、変更に応じてもらえない場合がある。
  - \*建設発生残土処理について指定地処分又は有料計上して欲しい。
  - \*特に市町村発注工事では、変更はせずに施工承諾で済ませたい意向が強い。
  - \*建築工事では設計変更があるにも関わらず、なかなか認めてもらえない。
  - \*請負額の30%増額以上の変更を認めていただきたい。
  - \*県発注工事で設計変更に要する時間が長く、それを理由に工期が延期される場合もあり、現場が完了しても完了検査が受検できず資金繰りや技術者の配置に支障をきたしている。
  - \*変更が多い事案については、変更増金額に限度があり、本工事が打ち切りになる場合もある。
  - \*特に市町村発注工事は、設計監理者の思いのままで「手戻り工事」が多く、また変更に応じてくれない。
  - \*変更の書類が担当者によってはかなり遅かったりする。
- ⑤低入札価格調査基準の設定について（回答：社数（件）複数回答可）

国においては「適正である」との回答が過半数を占めているが、地方公共団体の都道府県、市長村においては「適正ではない」との回答が過半数以上で、市町村では66.9%も占めている。「適正ではない」とする回答のうち「低入札価格を引上げてほしい」、「95%以上にしてほしい」の順に回答が寄せられ、その2区分をみると全回答の24.4%、16.2%と全体の回答の3分の1以上を占めている。

区分	国		都道府県		市町村		合計	
	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合
適正である	159	51.6%	326	43.0%	293	33.1%	778	39.9%
適正ではない	149	48.4%	432	57.0%	592	66.9%	1,173	60.1%
低入札価格を引上げてほしい	63	20.5%	174	23.0%	241	27.2%	478	24.4%
低入札価格を引下げてほしい	1	0.3%	2	0.3%	7	0.7%	10	0.5%
低入札価格設定の根拠を明示してほしい	12	3.9%	41	5.4%	74	8.4%	127	6.5%
公表してほしい	19	6.2%	54	7.1%	76	8.6%	149	7.6%
95%以上にしてほしい	40	13.0%	126	16.6%	151	17.1%	317	16.2%
上限拘束を撤廃してほしい	14	4.5%	35	4.6%	43	4.9%	92	4.7%
合計	308	(15.8%)	758	(38.9%)	885	(45.3%)	1,951	(100.0%)

#### その他の意見

- \*市町村も国・県並の低入札調査を実施してほしい。
- \*低入札制度が無く、最低制限価格のみの市町があり、低入札を設けていただきたい。
- \*事前公表されている物件はほとんどが最低制限価格による抽選になっている。
- \*低入札価格に関する率は、直接工事費が97%に対して現場管理費、一般管理費の設定率が低すぎる。
- \*市発注の総合評価の案件では調査基準価格の86%が失格基準価格になり、調査基準価格を下回っても低入札調査を受けることで、ペナルティーなしで落札できるためダンピングが横行している。
- \*市は、国・県と比較して工事の規模に相違があり小規模であるための理由で独自の計算式を採用して最低制限価格の設定を行っており、国・県と同様な計算式となっておらず、価格が安い。
- \*発注者は前年度までの趨勢価格で予定価格を設定しており、資材の高騰しているものもあり、予定価格超える見積り・積算になることもあり上限拘束を撤廃してほしい。
- \*入札はほとんど低入札価格での落札となるため、利潤が確保出来ない現状。
- \*復興係数がなくなった場合、低入札価格での受注では会社の存続に大きく影響。
- ⑥新・担い手3法における発注者責任の浸透状況について
  - A 受注者（企業）として発注者責任の内容を知っているかどうか。（回答：社数（件）複数回答可）

知っていると回答した受注者（企業）は75.5%を占め、前年度より5.6%増え企業側の認知度が高まっている。

知っている	553	75.5%
知らない	179	24.5%
計	732	

- B 発注者（担当者）が発注者責任の内容を理解しているかどうか。（回答：社数（件）複数回答可）

理解していないと回答した者は、国26.0%、都道府県42.8%、市町村53.0%の順の発注者責任の浸透状況となっており、昨年と比べて理解している割合が若干増加しているが、全体として44%が理解していない。

#### その他の意見

区分	発注者						合計	
	国		都道府県		市町村		合計	
(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合	
担当者まで理解している	196	74.0%	317	57.2%	286	47.0%	799	56.0%
理解していない	69	26.0%	237	42.8%	323	53.0%	629	44.0%
合計	265		554		609		1,428	
	(18.6%)		(38.8%)		(42.6%)		(100.0%)	

- \*担当者には、内容をいうと一度は聞いたことがあると回答。法律名の長さからこの名称が浸透、理解まではされていない。
- \*内容は理解されているても、その活用については十分にできていないように思える。
- \*理解していても発注時期の偏り、不調案件の続出、技術者不足が改善されない。
- \*情報を文書やHPで公表する以外にオンラインなどで説明を受ける機会を設けてほしい。
- \*品確法の趣旨を理解していない担当者が余りにも多い。
- \*国及び都道府県は、趣旨は理解されていると思うが、実際の運用が適切に行われているとは言い難い。市町は、まったく趣旨を無視していると思われるような事例が多く見られる。
- \*入札制度が全く改善されていない。適切な工期設定がなされていない。支障物の事前協議、関係機関の協議がなされていない。
- \*完全には理解してはいない。
- \*発注者責任の具体的な内容を把握していない。

#### 3. 担い手確保・育成について

- ①新規正社員の採用状況について（回答：社数（件）複数回答可）

技術者・技能労働者の採用・採用予定状況

(全体) 令和3年度の「採用」は、技術者、技能労働者合計の48.4%、「採用なし」が技術者、技能労働者合計の51.6%であった。技術者、技能労働者合計の内訳は、全採用のうち「1人採用」が59.4%、「2人採用」が18.9%、「3人採用」が6.9%、「4人以上採用」が14.7%と昨年より多く採用している。一方「採用」の年代別では、10~20代が307社(全採用の53.6%)、30~40代が144社(全採用の25.2%)、50代以上が121社(全採用の21.2%)となっており、延べ1181社(技術者、技能労働者の合計)のうち延べ572社と採用者の数は僅かに増加しているものの、人材確保の厳しい状況が続いている。特に女性採用者は技術者72社、技能労働者14社と僅かとなっている。

(技術者) 令和3年度の「採用」は、技術者合計の53.6%、「採用なし」が技術者合計の46.4%であった。内訳は、技術者全採用の「1人採用」が58.4%、「2人採用」が19.4%、「3人採用」が7.2%、「4人以上採用」が15.0%となっている。一方「採用」の年代別では、10~20代が217社(技術者採用の62.7%)、30~40代が68社

(技術者採用の19.7%)、50代以上が61社(技術者採用の17.6%)となっており、646社(技術者の合計)のうち346社と僅かに採用社数が増加しているものの、採用が厳しい状況であり、若者の人材確保が厳しい状況が続いている。女性の採用数については、昨年度より若干増加しており、来年の採用予定数においても増加している。

(技能労働者) 令和3年度の「採用」は、技能労働者合計の42.2%、「採用なし」が技能労働者合計の57.8%であった。内訳は、技能労働者採用の「1人採用」が85.8%、「2人採用」が7.1%、「3人採用」がなく、「4人以上採用」が7.1%となっている。一方「採用」の年代別では、10~20代が90社(技能労働者採用の39.8%)、30~40代が76社(技能労働者採用の33.6%)、50代以上が60社(技能労働者採用の26.5%)となっており、535社(技能労働者の合計)のうち226社と僅かながら採用社数は増加しているものの、若者の人材確保が厳しい状況が続いている。

女性の採用数については、今年度は昨年度より減少しているが、来年度の採用予定数は増加している。

#### (1) 技術者等採用状況

区分 採用人数	技術者			技能労働者			R2・R3平均値	
	R2年度	R3年度	R4予定	R2年度	R3年度	R4予定	技術者	技能労働者
1人	212	202	178	153	173	78	31.1%	29.6%
2人	68	67	109	43	38	50	10.1%	7.3%
3人	34	25	37	11	8	19	4.4%	1.7%
4人以上	40	52	46	15	7	24	6.9%	2.0%
小計	354	346	370	222	226	171	52.5%	40.6%
採用なし	334	300	184	347	309	224	47.5%	59.4%
合計	688	646	554	569	535	395	100.0%	100.0%

#### (2) 技術者等採用のうち女性採用状況

区分 採用人数	技術者			技能労働者			R2・R3平均値	
	R2年度	R3年度	R4予定	R2年度	R3年度	R4予定	技術者	技能労働者
1人	51	56	66	18	12	12	19.5%	6.4%
2人	13	11	11	0	1	8	4.4%	0.2%
3人	1	3	1	1	0	1	0.7%	0.2%
4人以上	4	2	1	0	1	1	1.1%	0.2%
小計	69	72	79	19	14	22	25.7%	7.0%
採用なし	208	200	179	221	213	197	74.3%	93.0%
合計	277	272	258	240	227	219	100.0%	100.0%

#### (3) 技術者等採用者の年代別採用状況

区分	技術者			技能労働者				
	令和2年度		令和3年度	令和2年度		令和3年度		
	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性		
10~20代	197	52	217	63	85	7	90	4
30~40代	84	12	68	6	78	9	76	7
50代以上	73	5	61	3	59	3	60	3
小計	354	69	346	72	222	19	226	14
採用なし	334	208	300	200	347	221	309	213
合計	688	277	646	272	569	240	535	227

#### ②正規社員の離職状況について(回答:人)

区分	令和元年度				令和2年度			
	技術者	技能労働者	計	割合	技術者	技能労働者	計	割合
10~20代	223	68	291	30.5%	214	73	287	25.6%
30~40代	134	73	207	21.7%	139	97	236	21.1%
50代以上	149	120	269	28.2%	140	176	316	28.1%
定年退職	136	51	187	19.6%	147	135	282	25.2%
合計	642	312	954	100.0%	640	481	1,121	100.0%

#### ③入職後何年目の離職について(回答:社数(件))

定年退職以外に数年で離職してしまう現状がある。

1年以内	155社
2~3年以内	283社
4年以上	267社

#### ④新規正規社員をどのように区分で採用したかについて(回答:社数(件)複数回答可)

区分	回答社数	割合
1 大学新卒者	181	13.4%
2 高校又は専門学校の新卒者	344	25.4%
3 縁故採用	338	24.9%
4 ハローワーク又は人材紹介会社	481	35.5%
5 建設業振興基金等の緊急育成事業等	11	0.8%
合計	1,355	100.0%

新卒者累計(1~2)

38.8%

#### その他の意見

- \* 就職支援サイト
- \* 新聞・求人誌
- \* 知人、友人の紹介
- \* 他業種からの転職
- \* 親会社からの転籍
- \* 下請け業者からの紹介
- \* インターネット、ホームページ

#### ⑤離職の主な理由について(回答:社数(件)複数回答可)

離職の主な理由は、「人間関係(社内・社外)のため」、「作業がきついため」、「休暇が少ないため」、「給与への不満があるため」の順となっており、昨年度と同じ順番となっている。

区分	回答社数	割合
1 給与への不満があるため	176	15.9%
2 労働時間が長いため	135	12.2%
3 休暇が少ないため	188	17.0%
4 作業がきついため	234	21.2%
5 人間関係(社内・社外)のため	321	29.0%
6 結婚・育児・介護のため	52	4.7%
合計	1,106	100.0%

#### ⑥扱い手確保のための取組について(回答:社数(件)複数回答可)

扱い手確保のための取組は、「資格取得の支援をしている」、「インターネット・シップを積極的に活用している」、「毎年計画的に若い世代(10代・20代)を採用している」、「入社後一定期間の研修を実施している」の順となっている。

区分	回答社数	割合
1 毎年計画的に若い世代(10代・20代)を採用している	204	13.5%
2 就職イベント会場等で建設業(会社)のPRをしている	180	11.9%
3 インターン・シップを積極的に活用している	230	15.2%

- \* 元請等の工程管理や進捗状況に合わせる必要があるため。
- \* 工事期間を1日でも早く短縮したいため（住民等への迷惑関係）。
- \* 1年単位の変形労働制を導入している（年間休日105日）。
- \* 週休二日制にする工期の間に合わない工事がまだ多くある。大手と違い作業員（下請等）に土曜日作業をさせないと、土曜に仕事の出来る他の現場に作業員が流出するため。
- \* 民間工事においては、週休二日制を見越しての工期が設定されていない。
- \* 週休二日制を取り組んでも、人手不足なため休日出勤で対応することになる。
- \* 週休二日制を取り入れると、現在の給与基準を保つことができない。

#### 5. 受注状況について（回答：社数（件））

（今年度（4月～10月）の会員企業が受注した工事について、昨年同期と比べた受注状況）

受注状況は、「減少した」が41.4%と昨年と比べほぼ同じであった。また、「増加した」が18.1%と昨年と比べ同じであり、3区分とも昨年と同じ割合となっていた。

区分	回答社数	割合
1 増加した	133	18.1%
2 変化はない	298	40.5%
3 減少した	304	41.4%
合 計	735	100.0%

#### 6. 建設キャリアアップシステムについて（回答：社数（件））

建設キャリアアップシステムの導入について

建設キャリアアップシステムの導入については、「導入済」の会社数が32.3%と昨年と比べ約9%増加した。「導入予定」の会社数が35.0%を占め、これら2区分を合わせると67.3%を占めている。このため、「導入しない」の会社数が32.7%を占め、昨年と比べ7%減少した。

区分	回答社数	割合
1 導入済	232	32.3%
2 導入予定	252	35.0%
3 導入しない	235	32.7%
合 計	719	100.0%

#### 「導入しない」の理由について

「導入しない」の理由は、「費用負担ができない」が47.3%、「設計に計上されていない」が32.7%の順となっており、昨年度とほぼ同じ割合となっている。

区分	回答社数	割合
設計に計上されていない	85	32.7%
発注者のシステム不知	52	20.0%
費用負担ができない	123	47.3%
合 計	260	100.0%

#### 「導入しない」の理由

- \* 事業者登録は済んでいるが、現場での活用にはいたってない
- \* 事業者としてメリットを感じられない
- \* 業種が建設業だけではない。対応する技能者がいないので検討中。
- \* キャリアアップシステムが工事金額に反映されていない（資格を持っている人とそうでない人の単価は変わらない）
- \* 導入するには周囲環境及び自社の環境がまだ整っていない
- \* 初期投資から運用まで企業にそれなりの負担がかかるが、設計上に盛り込まれていない
- \* 自社の利用料の負担もあるが、一次・二次下請に登録手続き・登録料を強いることもできない
- \* 導入していたが、利用する受注工事が全くないため中止している。
- \* 土木工事を直営で作業しているため、舗装も鉄筋も型枠も積ブロックもすべてをこなすため、1日の作業が特定の1作業に限定されないことと、日々作業内容が変化するために導入できない
- \* 入札時のインセンティブが全くない
- \* 零細建設業のため持続不可能である
- \* 導入はしているが、設計計上されていない等の理由で活用していない
- \* 多能工のキャリア評価がないため
- \* 会社は登録しているが、社員（直営技能者）の登録する項目がないので登録しようにも選択肢がなく運用できない
- \* 費用負担が大きいく、地方の小規模事業者には不向き
- \* 現状のキャリアアップシステムには地方の公共事業元請を主体とする事業所にはデメリットしかない。特に主の目的のはずの技能者の

モチベーションには職人として今までの経験が評価されず、ベテランのプライドを傷つけるような状態となっている。

#### \* 通信環境の悪さによる導入不可

#### 7. コロナの影響について（回答：社数（件））

##### ①コロナにより受注に影響について

コロナにより受注に影響の出た企業は32.9%、影響のない企業は67.1%となっていた。

区分	回答社数	割合
1 あり	242	32.9%
2 なし	494	67.1%
合 計	736	100.0%

##### ②受注したことにより生じた問題点あり

コロナの影響により受注に問題の生じた企業19.8%となっており、ほとんどの企業については、あまり影響はなかったと推測される。

区分	回答社数	割合
1 あり	144	19.8%
2 なし	582	80.2%
合 計	726	100.0%

##### ②-1 のうち問題ありの主なもの

コロナの影響の主な問題点のなかで、人材の確保43.3%、続いて適正工期の確保41.8%となっており、全体の約8割以上を占めていた。

区分	回答社数	割合
1 資金繰り	18	8.9%
2 資金調達	12	6.0%
3 人材確保	87	43.3%
4 適正工期の確保	84	41.8%
合 計	201	100.0%

#### その他の具体的な問題点

- \* 資材の高騰。
- \* 資材納入遅れによる工期遅延。
- \* 県境を跨ぐ、専門工事業者の移動が難しい（確保が難しい）、製品の確保が難しい。
- \* コロナの影響により現場を中止したものに対して、工期だけの変更と、工期及びコロナの影響による中止の増額をしてくれたものと担当者によって違いがあった。
- \* 感染者が発生した現場や緊急事態宣言下の現場休工し、工程の挽回に苦慮。
- \* ワッショック、資材の入手困難。
- \* 発注方式の一部変更になり、一般競争入札から指名競争入札になり、価格競争のみとなり受注難しくなった。
- \* 濃厚接触者になると約1週間から2週間出勤出来無くなることにより、現場の人材が不足してしまう。
- \* 発注機関の工事担当者が、在宅勤務となった時の対応の仕方の不備。
- ③企業としてコロナ対策の取り組みについて

コロナ対策として企業の約9割が対策を取っていた。

区分	回答社数	割合
1 あり	655	89.6%
2 なし	76	10.4%
合 計	731	100.0%

#### 企業として取り組まれた具体的対策

- \* 非接触式サーモグラフィカメラの設置、空気清浄機設置、アルコールの設置、抗原キット常備、マスク常備。
- \* 各部署にパーテーション設置。
- \* 毎朝の検温、アルコール消毒、マスク着用。
- \* 社員全員にマスクを配付・事務職員は交代勤務を実施。
- \* 安全教育の徹底。
- \* 在宅勤務の実施及び時差通勤の導入。
- \* 各現場にコロナ対策用品（消毒剤、検温機、高原検査キット等）の設置。
- \* 社員全員にPCR検査の実施。出勤時の体温・酸素飽和度測定。
- \* リモートワーク（在宅）の実施。
- \* 職域接種の実施。
- \* ワクチン接種休暇の導入。
- \* 社員全員に抗体検査キットの配布。
- \* 外国人労働者のワクチン希望者の代理申込み。

**建設機械施工  
管理技術必携**  
令和4年度版  
2022年2月発行 定価：7,920円（税込）

建設技術者、建設業に從事する方が知つておきたい基礎知識・関連法規等を詳しく解説。  
「1級・2級建設機械施工管理技術士」を目指す方に、検定試験よく出るポイントを「重要」で表示。

**受検対策 e ラーニング講座  
も開講！**

**建設機械施工管理  
技術検定試験問題集**  
令和4年度版  
2022年2月発行 定価：7,040円（税込）

1級・2級建設機械施工管理技術検定（筆記）過去5回分の問題及び解説を収録。  
過去問演習サイトのご案内  
本書の一部内容を収録した過去問演習サイトをご購入者様に無料で公開いたします。  
PC・スマート・タブレットから、さくま時間に何度も繰り返しチャレンジすることで、知識の定着を目指せます。

さらに！  
**建設機械施工  
管理技術必携**  
令和4年度版  
2022年2月発行 定価：7,920円（税込）

**受検対策 e ラーニング講座  
も開講！**

一般財団法人 建設物価調査会 詳細・お申し込みは「建設物価 BookStore」へ

# CIIC 経営状況分析 電子申請

郵送申請より  
1,540円お得！

申請書作成 申請 結果受け取り  
そのパソコンで  
ぜんぶできます！

1作る 無料申請ソフト「なんでも経審Plus」で  
申請書類を入力し、電子申請データを作成

2送る 電子申請データを送信し、申請完了!  
マイページからお支払い手続きもOK!

3受け取る 「e結果通知」を選べば、分析完了後すぐに  
パソコンで結果通知書を受け取り、印刷!

CIIC 一般財団法人 建設業情報管理センター

経営状況分析は「信頼と実績」の登録経営状況分析機関 登録番号1  
詳しい情報はこちら CIIC  
登録 CIIC  
当財団は、情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)の認証を取得しています。  
MSA  
ISO27001  
登録 CIIC

